

## 東海道本線高槻駅改良及び周辺都市基盤整備に関する基本協定書

高槻市（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、東海道本線高槻駅プラットホーム等増設（以下「鉄道施設」という。）及び周辺都市基盤整備事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （本事業の目的及び位置）

第1条 本事業は、東海道本線高槻駅及び駅周辺における安全で円滑な交通の確保と魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

2 本事業に係る鉄道施設及び周辺都市基盤整備の位置及び範囲は、別図のとおりとする。

### （相互協力）

第2条 甲及び乙は、本事業の円滑な推進に協力するものとする。

### （工程）

第3条 甲及び乙は、平成28年春の増設プラットホームの使用開始を目指し、本事業の推進を図るものとする。

### （負担割合）

第4条 本事業の全体工事費の負担割合は、国の社会資本整備総合交付金（都市・地域交通戦略推進事業等）を活用しながら、甲が3分の2を補助し、残る3分の1を乙が工事費として負担するものとする。

2 乙が負担する前項の費用は、本事業のうちプラットホーム等増設の整備に充当するものとする。

### （その他）

第5条 甲及び乙は、本事業の具体的な整備内容等について、工事協定書を別途締結するものとする。

2 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 4月 17日

甲 高槻市桃園町2番1号  
高槻市

代表者 高槻市長

濱田 剛 史

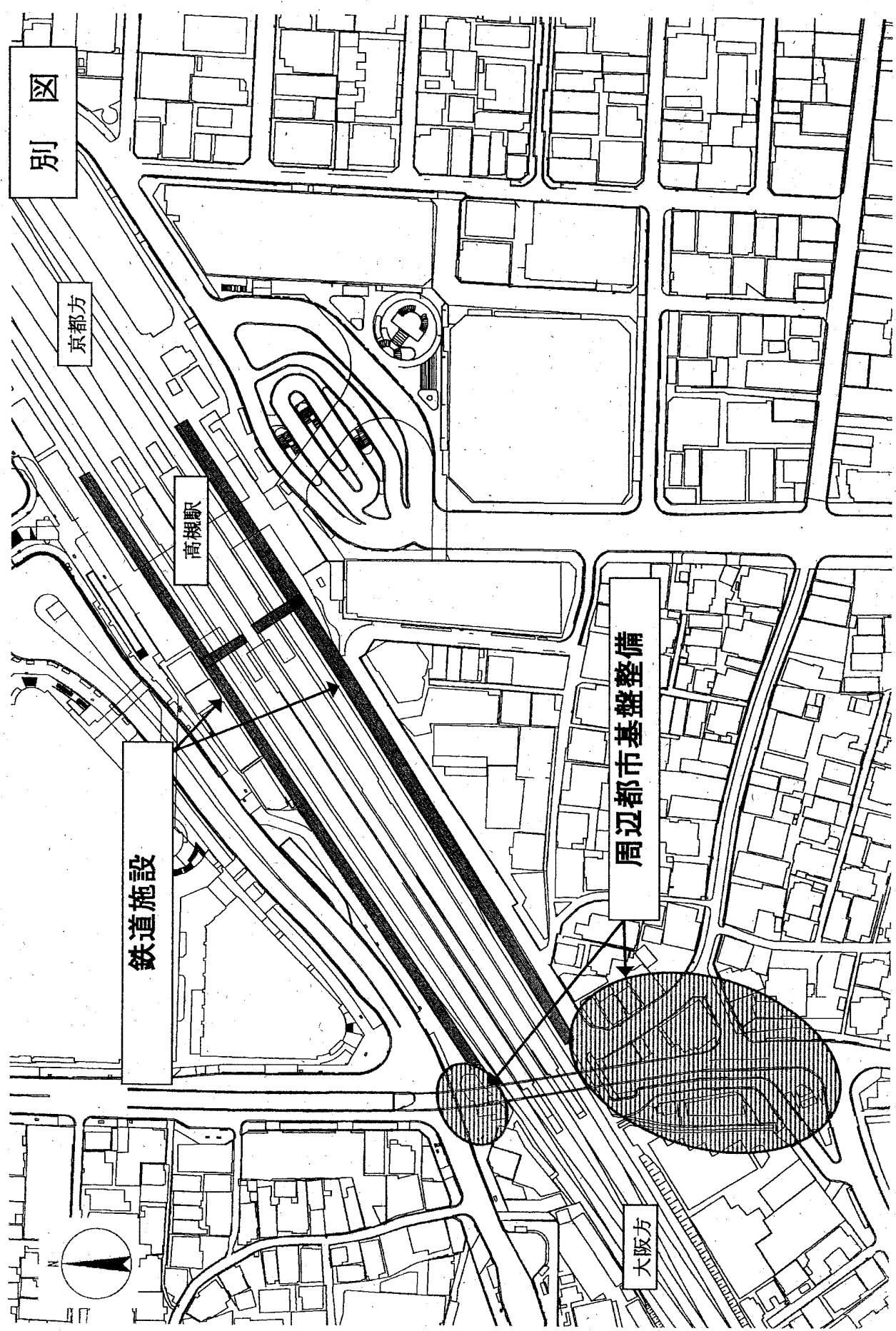


乙 大阪市北区芝田中町4番24号  
西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

真鍋 精志





## 東海道本線高槻駅改良及び周辺都市基盤整備に関する工事協定書

高槻市（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、東海道本線高槻駅プラットホーム等増設に伴う工事（以下「工事」という。）について、平成25年4月17日付け「東海道本線高槻駅改良及び周辺都市基盤整備に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり工事協定を締結する。

### （工事の位置、内容及び工程）

第1条 工事の位置、内容及び工程は、別図及び別紙1のとおりとする。

### （工事の施行）

第2条 工事は乙が施行するものとする。

### （工事の費用及び負担）

第3条 工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、別紙2工事費概算額調書のとおり、概算総額4,729,722千円とし、甲が3,153,148千円を補助し、乙が1,576,574千円を負担するものとする。

### （補助金の支払い）

第4条 補助金は、別途甲の定める「高槻市都市・地域交通戦略推進事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき乙が申請し、甲が支払うものとする。

2 乙は、本条第1項に係る権限を大阪工事事務所大阪工事所長に委任するものとする。

### （公正性と透明性の確保）

第5条 乙は、工事が国費、市費の補助を受けている事業であることに鑑み、工事の執行にあたり、公正性、透明性の確保に努めるとともに、適切な事務処理に努めるものとする。

### （設計変更等）

第6条 工事の設計を著しく変更しようとする場合、又は物価労賃の変動等により工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめその内容を確認し、甲・乙協議のうえ処理するものとする。

2 周辺都市基盤整備の事業計画が確定した際には、甲・乙協議のうえ、本協定書を変更するものとする。

### （工事費の精算）

第7条 乙は、工事竣工後、速やかに甲の確認を得て工事費を精算するものとする。

### （財産の帰属及び保守管理）

第8条 工事竣工後の財産は、乙に帰属し、乙が保守管理するものとする。

2 乙は、工事で設備する発車標を甲が所有する地下自由通路に無償で添架できるものとし、詳細については別途甲・乙協議するものとする。

(撤廃物の処理)

第9条 工事の結果発生する撤廃物は、そのものにつき管理していた側に帰属するものとする。

2 工事の施行上購入し、又は設備した物件で工事竣工後残存するものは、乙が処分のうえ、その価格は基本協定書第4条の負担割合により精算するものとする。

(土地の処理)

第10条 甲及び乙は、鉄道施設として必要となる甲の用地（別紙用地処理図に赤色で示す部分）と乙の用地（別紙用地処理図に緑色で示す部分）を道路法第92条第4項により交換するものとし、詳細については別途甲・乙協議するものとする。

2 工事施行のため、乙が必要とする甲の土地については無償で使用できるものとする。

(行政上の手続き)

第11条 工事施行に伴い必要となる行政上の手続きは、乙が処理するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 工事施行に伴う第三者からの苦情等の処理については、乙が処理するものとする。

(損害の負担)

第13条 工事施行に起因して生じた損害は、乙が負担するものとする。

(その他)

第14条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

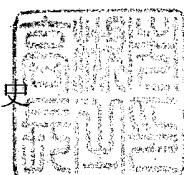
以上、協定締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 4月17日

甲 高槻市桃園町2番1号  
高槻市

代表者 高槻市長

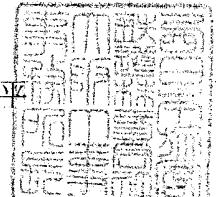
濱田 剛 史

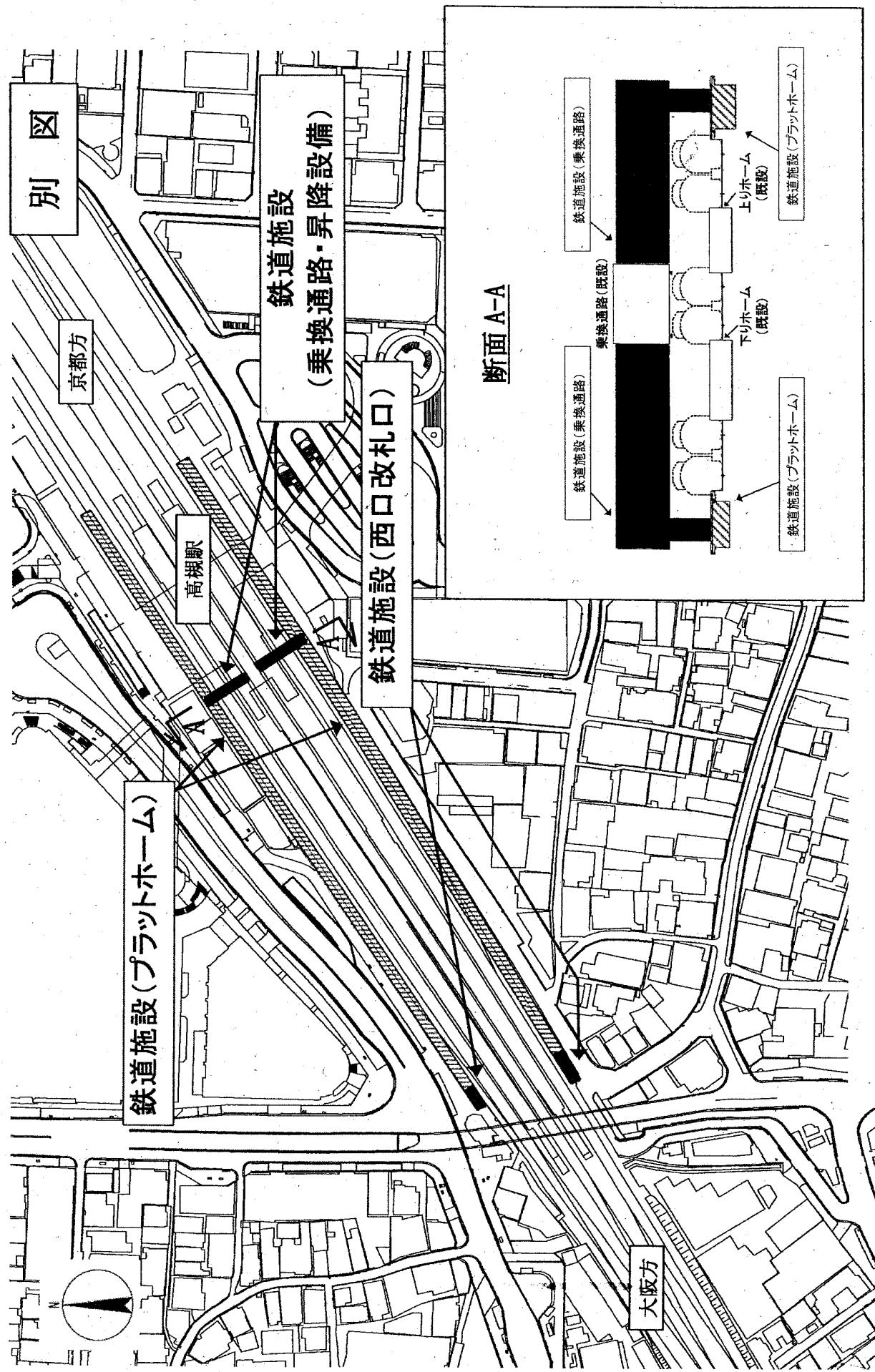


乙 大阪市北区中津一丁目11番1号  
西日本旅客鉄道株式会社

大阪工事事務所長

荻野 浩 平





(別紙1)

工 程 表

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
土 木				
軌 道				
建築・機械				
電 気				
工事付帯 (詳細設計、用地測量等)				

(別紙2)

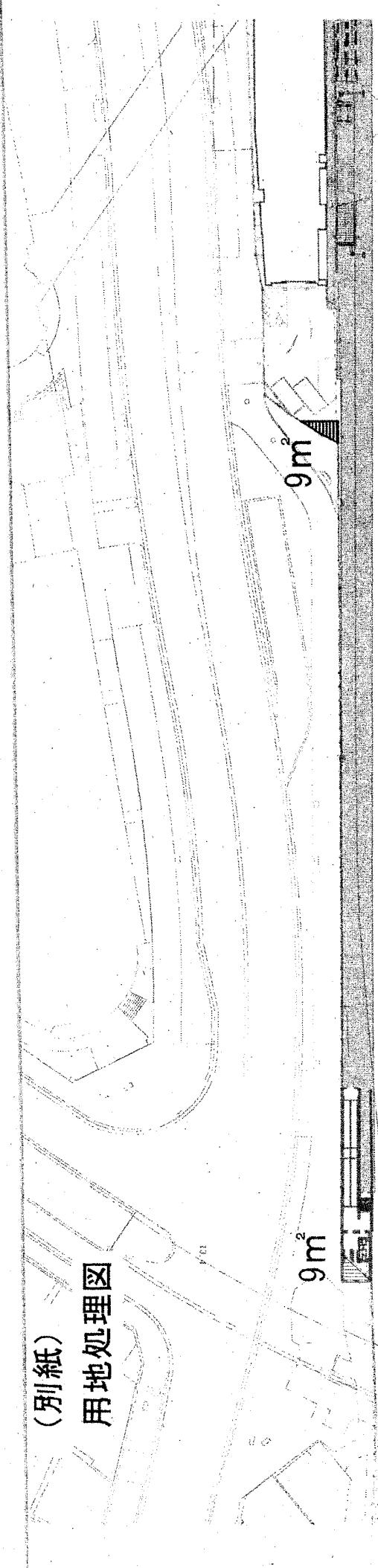
## 工事費概算額調書

(単位:千円)

項目	総額	鉄道施設	
		乙施行	甲負担
土木	588,969	392,646	196,323
軌道	235,543	157,029	78,514
建築・機械	1,492,982	995,321	497,661
電気	1,887,600	1,258,400	629,200
小計	4,205,094	2,803,396	1,401,698
工事付帯 (詳細設計費、用地測量費等)	210,255	140,170	70,085
管理費	314,373	209,582	104,791
工事費計	4,729,722	3,153,148	1,576,574

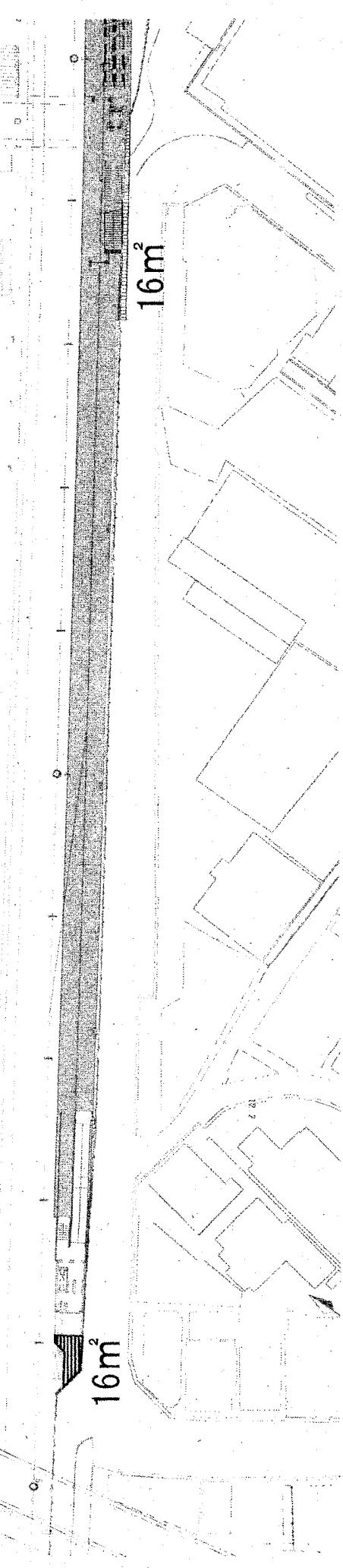
## (別紙)

## 用地処理図



大阪方

京都方



■ 鉄道必要用地 約 $25m^2$  (高槻市→JR)

■ 道路必要用地 約 $25m^2$  (JR→高槻市)

高議第297号  
平成25年6月26日

西日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 真鍋精志様

高槻市議会議長  
藤田頼夫

「JR高槻駅のプラットホーム増設に伴うホームドア設置等の安全対策等を要望する決議」の提出について

時下、貴職には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、このたび当市議会において、「JR高槻駅のプラットホーム増設に伴うホームドア設置等の安全対策等を要望する決議」を別紙のとおり議決しましたので、貴社におかれましても善処されますよう要請いたします。

JR高槻駅のプラットホーム増設に伴うホームドア設置等の安全対策等  
を要望する決議

高槻市は、市街地の中心部を南北に二分して、JR東海道線と阪急電鉄京都線、国道171号が東西に平行に走り、北部を名神高速道路、南部をJR東海道新幹線が横断するという交通の要衝都市である。現在人口約36万人を擁し、平成15年4月には大阪府下2番目の中核市に移行し、ことしは市制施行70周年、中核市移行10周年の佳節を迎える、関西の中央都市、住みやすさナンバーワンを目指している。

1日に約12万3,000人が乗降するJR高槻駅は、ラッシュ時のホーム上での安全性については大きな課題があり、高槻市議会としても平成12年と16年に議会としてのJR高槻駅ホーム拡幅を要望する決議が全員賛成で議決されている。その後、平成18年以降、西日本旅客鉄道株式会社と高槻市が継続的に協議を重ねる中で、一定の方向性が整理され、平成25年4月17日、JR高槻駅改良に関する協定が締結されたことは、市民においての安全確保の観点から大きく前進することになり、これまでのご尽力に敬意を表すところである。

今般、示されたホームの増設案は、新快速電車の専用ホームとなっており、ようやく乗降人数に見合ったホーム空間を確保することになる。ただ、同専用ホームは、貨物や特急電車が通過するため、ホームドア設置等の安全対策については、平成28年度供用開始に合わせた対応が望まれるところである。さらに本駅は、新大阪駅と京都駅の中間駅でもあることから、特急電車の停車駅になることで高槻近隣市民の利便性にもつながり、JR利用増客に寄与できるものと確信するところである。

したがって、西日本旅客鉄道株式会社においては、下記の事項について対処されるよう要望する。

記

1. 平成28年度供用開始に合わせたホームドア設置等の安全対策を実施すること。
2. JR高槻駅に特急電車を停車させること。

以上、決議する。

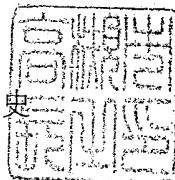
平成25年6月26日

高槻市議会

高都都第323号  
平成25年7月12日

西日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 真鍋 精志 様

高槻市長 濱田 剛史



平素は、本市行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、京都と大阪の中間に位置するJR高槻駅は、一日に12万人以上の市民等が利用する関西中央都市高槻の玄関であります。

近年、駅北東地区における大規模都市開発事業により、関西大学社会安全学部の進出を始め高層マンションや病院、有料老人ホーム等の建設が相次いで進められており、少子高齢社会にあって駅の利用者が増加することも予想されています。

このようなことから、貴社が平成28年春の供用を目指して進められているホーム拡充事業にも本市も国とともに支援を行っており、本市が整備を行っている駅南の人工デッキ美装化やバリアフリー化事業等とも相まって市民の安全性や利便性が一段と向上するものと大変喜んでおります。

また、今回のホーム拡充事業により4面6線の停車場整備により本市のステータスが大きく高まるほか、平成28年度末には新名神高速道路の高槻インターチェンジ・ジャンクションの供用が予定されていることから本市の高い交通ポテンシャルが全国的にも大いに注目され、今年に市制施行70周年の節目の年を迎える本市のさらなる発展につながるものと期待しております。

このようなことから今回のホーム拡充事業を契機に高槻市のさらなる発展と市民の交通利便性、安全性のより一層の向上につなげたく以下の2点を要望いたしますのでご理解、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

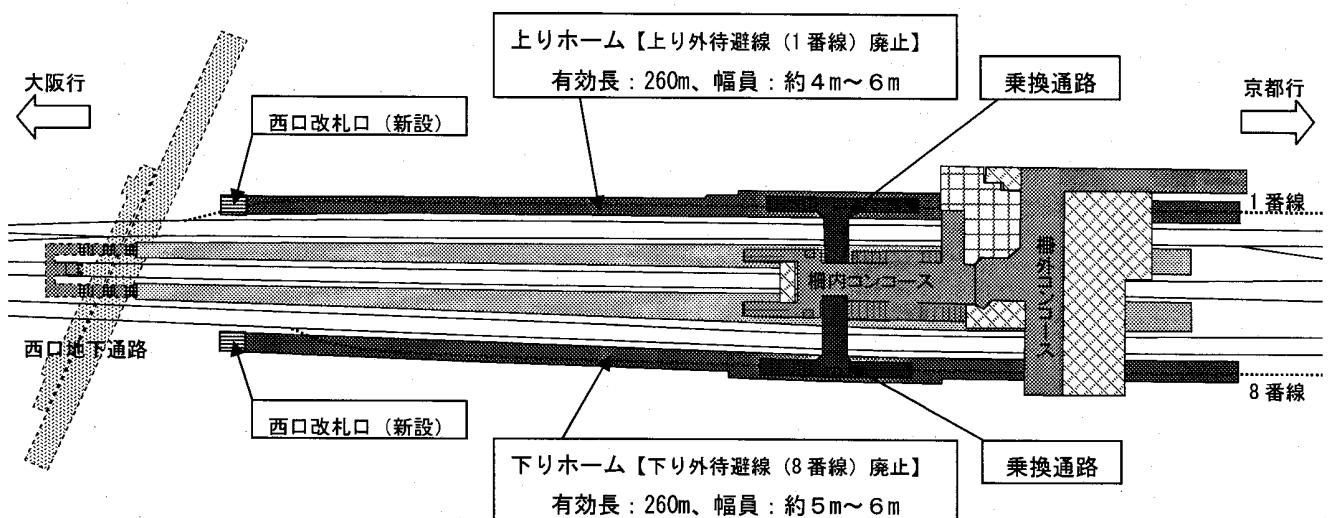
### 記

①市民の利便性向上と来訪者の増加及び高槻市の一層の発展につながるよう、JR高槻駅への特急停車を要望します。

②乗降客の安全性がより一層向上するよう、JR高槻駅ホームに可変式のホーム柵を設置されますよう要望します。

## J R 高槻駅 新設ホーム計画図

### 平面図



### 断面図

